プロジェクト

項目 本日の審議事項

Ⅰ．本資料の目的

1. 本資料は、本日のサステナビリティ基準委員会においてご審議いただきたい事項をご説明することを目的としている。

Ⅱ．ISSB 公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2 号の修正案」への対応（審議事項）

これまでの経緯

2. 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、2025 年 4 月 28 日に、公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2 号の修正案」（以下「本公開草案」という。）を公表した（コメント期限：2025 年 6 月 27 日）。

3. 本公開草案については、これまで、コメント案の方向性及びコメント・レターの文案について、次のとおりご審議いただいた。

   (1) 第 52 回サステナビリティ基準委員会（2025 年 5 月 19 日開催）

   (2) 第 53 回サステナビリティ基準委員会（2025 年 6 月 2 日開催）

本日の審議事項

4. 本日の委員会では、本公開草案に対するコメント・レターの文案について、引き続きご審議いただきたい（審議事項 B2-1）。コメント・レターの文案の参考訳については、審議事項 B2-1 参考資料 1 においてお示ししている。

5. また、オーストラリア会計基準審議会（AASB）より、本公開草案の論点のうち、「質問 2 — ファイナンスド・エミッションに関連する特定の要求事項の適用における『世界産業分類基準』の使用」の論点に関して、当委員会と AASB との連名で、コメントを出すことについて打診があった。

6. また、現在、当委員会と AASB との連名で提出するコメントについて、他の法域の基準設定主体にも参加を呼びかけているところである。

7. 当委員会としてコメントした内容を逸脱しない範囲で、本公開草案に対し、当委員会とAASB との連名で（他の法域の基準設定主体が参加した場合には、当該他の基準設定主体とも連名で）ISSB にコメント・レターを提出することについてご了承をいただきたい（審議事項 B2-2）。

8. 前回の委員会で聞かれた意見については、審議事項 B2-3 においてお示ししている。

Ⅲ．補足文書の追加の検討（審議事項）

9. 2025 年 5 月 29 日に、ISSB より、教育的資料「IFRS S2 号『気候関連開示』の適用にあたっての温室効果ガス排出の開示要求」（以下「本教育的資料」という。）が公表された。

10. 本日の委員会では、本教育的資料を、当委員会の補足文書として公表することのご了承をいただきたい（審議事項 A3）。

以　上